

## 鞍手町教育委員会の共催及び後援に関する規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、鞍手町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が教育委員会以外のものの行う教育関係行事の共催及び後援（以下「共催等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 行事 学校教育又は社会教育に関する展覧会、講習会、研究会、競技会その他集会又は催しものをいう。
- (2) 共催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者として責任の一部を分担することをいう。
- (3) 後援 行事の趣旨に賛同し、その開催に当たって名義のみの使用をもって支援することをいう。

(共催等の名義)

第3条 共催等について使用を承認する名義は「鞍手町教育委員会」とする。

(対象団体等)

第4条 共催等を承認する団体の主催者は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 国及び地方公共団体並びにこれらの機関
- (2) 前号に掲げる団体の連合体又はこれらに準ずる団体
- (3) 公益法人及びこれに準ずる公共性の強い団体
- (4) その他次の要件のいずれをも満たす団体
  - ア 主催者の存在、所在地が明確であること
  - イ 規約、会則等の定めがあり、組織、組織運営、財政基盤、役員、事業関係者等が明確であること
  - ウ 堅実な活動実績を有する等、事業遂行の意志及び能力が十分にあると認められること

(承認の基準)

第5条 共催等の事業は、その目的及び内容が教育委員会の掲げる教育目標の推進又は本町教育活動の振興に寄与するもので、次の要件を満たしているものでなければならない。

- (1) 事業計画が明確で実施の確実性が十分に認められること。

- (2) 特定の会員等を対象とせず、広く公開され、積極的に広報を行い町民に参加の機会が与えられているもので、かつ参加者予定数が相当程度見込まれるもの。ただし、当該事業が次のいずれかに該当する場合はこの限りでない。
    - ア 公的な団体が実施する事業
    - イ 教育委員会が必要と認めるテーマに関する研究及び実践活動
    - ウ その他教育委員会の掲げる教育目標の推進に特に寄与すると認められる事業
  - (3) 当該行事が町内の会場において開催されるものであること。ただし次のいずれかに該当する場合はこの限りではない。
    - ア 主催者が公的な団体で、広域的な規模又はこれに準じた規模で行われる場合
    - イ 主催者が学校関係者を構成員とする団体である場合
    - ウ 必要とされる設備等について町内の会場では対応できないため、隣接市町村の会場で開催される場合
    - エ 町民の多数の参加が見込まれる場合
  - (4) 当該行事の開催場所は、保健衛生及び災害防止等について必要な措置が講じられていること。
  - (5) 入場料等を徴収する事業にあつては、その額が適正又は社会通念上低廉である等、事業の参加に対して過重の負担を負わせないもの。
  - (6) その他教育長が特に認めるもの。
- 2 前項の規定にかかわらず次のいずれかに該当する場合は、承認しないものとする。
- (1) 政治・宗教団体の活動又は特定の宗教若しくは政治のための活動と認められるとき
  - (2) 事業等が公序良俗に反するもの、その他社会的に非難を受ける恐れがあるとき
  - (3) 団体等の宣伝若しくは会員の誘致を目的とする者又はその恐れのあるとき
  - (4) 営利事業又は営利的意図があると認められるもの、ただしその収益を教育事業あるいは社会福祉事業にあてる等の公益性を有するものはその限りではない。
  - (5) 集団的もしくは常習的に暴力的不法行為を行う恐れのある組織の利益につながるもの、又は参加者に対して圧迫感を与えるもの。
  - (6) その他教育長が不相当と認めるもの。
- (申請の手續等)

第6条 教育委員会の共催等を申請しようとする者は、（以下「申請者」という。）行事共催・後援申請書（様式1号）を行事の開催14日前までに関係書類を添えて教育長に提出しなければならない。

2 教育長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、速やかにその可否を決定し、申請者に対して行事共催・後援 承認・不承認決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

3 当該行事による事故、災害等の場合、補償等の請求はしないものとする。  
（事業内容の変更等）

第7条 後援名義等を使用する行事の主催者は事業内容等に変更が生じた場合は、直ちにその旨を教育長に届けなければならない。

2 教育長は、必要があると認めるときは、申請者に対し行事共催・後援実施報告書（様式第3号）の提出を求めることができる。

（承認の取消し）

第8条 教育長は、共催等の承認をした行事が第5条に規定する承認の基準に反するものであることが判明したときは、その承認を取り消すことができる。

2 教育長は、前項の規定により共催等の承認を取り消すときは、行事共催・後援承認取消通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

3 共催等の承認を取り消された場合において、その損害等の請求は負わないものとする。

（事務処理）

第9条 共催等に関する事務の主務課は、教育課とする。

#### 附 則

この訓令は、公布の日から施行する。